

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局総務部総務課 (06-6616-5400)
処分課（担当）名	水道局各課・所・場等
処分の名称	大阪市水道局庁内等における行為許可の取消し等
概要	大阪市水道局庁内管理規程では、違反行為に対する措置として、庁内への立入り禁止、許可要件に対する違反に伴う許可の取り消し、その他庁内等における秩序を乱し、又は公務の円滑な遂行を妨げる者に対し、庁内等からの退去若しくは物件等の撤去を命ずることができるとしています。
根拠法令等 及び条項	大阪市水道局庁内管理規程（昭和62年4月1日管理規程第1号）第9条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次に掲げる場合には、庁内等への立入りを禁止し、許可を取り消し、行為を禁止又は中止させ、庁内等からの退去若しくは物件等の撤去を命ずることがあります。 (1) 第5条（庁内等の出入り）の規定に違反し、氏名、出入りの目的等を明らかにしない場合。 (2) 第6条（許可を要する行為）第1項、第2項又は第3項の規定に違反し、当該行為の許可を受けない場合又は許可に付された条件に違反する場合。 ・第6条第1項の許可については、行為許可の審査基準（1）～（7）の要件を参照してください。 ・第6条第3項に規定する条件とは、同条第1項の行為許可及び同条第2項の事務室の使用許可に庁内等の管理上必要な範囲内で付された条件をいいます。 (3) 第8条の規定に違反する場合又はそのおそれのあることが明らかである場合。 具体的には、次に掲げる行為をいいます。 凶器又は爆発物その他の危険物の持込み ・凶器その他の危険物とは、刀剣類、銃器、劇薬物等をいいます。 庁内又は備品等の物件の破損又は汚損 ・備品等とは、庁内に配置されている机、椅子、電話、消火器等をいいます。 通行を妨げる行為 ・行為許可の審査基準（5）集会の開催及び集団での立入り並びに許可を受けない工事、物品等の搬入をいいます。 前～に掲げるもののほか、庁内等における秩序を乱し、又は公務の円滑な遂行を妨げる行為
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000018553.html
備考	

<根拠法令等及び条項>

○大阪市水道局庁内管理規程

(庁内等の出入り)

第5条 庁内管理者又は所管担当課長等（以下「庁内管理者」という。）は、管理上必要と認めるときは、その管理に属する庁内又は事務室（以下「庁内等」という。）に出入りしようとする者に対し、その氏名、出入りの目的等を明らかにすることを求めることができる。

(許可を要する行為)

第6条 庁内等において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、庁内管理者等の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、保険の勧誘その他これらに類する行為
- (2) 印刷物その他の文書、図画の配布
- (3) ポスター、はり紙、看板、旗、幕その他これらに類するものの表示又は掲出
- (4) テントその他の施設、工作物の設置
- (5) 集会の開催又は集団による立入り
- (6) 門扉閉鎖後又は土曜日、日曜日、休日における立入り
- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁内管理者等が、庁内等の管理上支障を及ぼすおそれがあると認める行為

2 水道局庁舎の事務室は、事業施行上又は公益上必要がある場合、事業の目的及び用途を妨げない限度において、庁内管理者の許可を受けた者に限り使用することができる。

(行為の禁止)

第8条 庁内等においては、何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 凶器又は爆発物その他の危険物の持込み
- (2) 庁内又は備品等の物件の破損又は汚損
- (3) 通行を妨げる行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、庁内等における秩序を乱し、又は公務の円滑な遂行を妨げる行為

(違反行為に対する措置)

第9条 庁内管理者等は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁内等への立入りを禁止し、許可を取り消し、当該行為を禁止し、又は当該行為の中止、庁内等からの退去若しくは物件等の撤去を命ずることができる。

- (1) 第5条の規定に違反して氏名、出入りの目的等を明らかにしない者
- (2) 第6条第1項又は同条第2項の規定に違反し、又は同条第3項の規定により付された条件に違反する者
- (3) 前条の規定に違反する者又はそのおそれのあることが明らかである者

2 庁内管理者等は、前項の規定による物件等の撤去命令に従う者がいないとき又は当該命令を行うべき相手方が判明しないときは、自ら当該物件等を撤去することができる。